

令和5年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月11日(木) 13時32分から14時06分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原	心一				
会長職務代理	2番	山崎	彰	3番	小松	和啓	
委員	1番	山内	茂	4番	藤原	新市	5番 堤 昭雄
	7番	三谷	富重	8番	西村	広幸	9番 三木 克司
	10番	岡本	博臣	11番	竹平	豊久	12番 西岡 久
	13番	森田	良彦	14番	上島	陽子	15番 五百蔵 純太
	16番	門脇	義人	17番	岡田	修一	18番 宗石 大輔

4. 欠席委員 (1名)

6番 竹村 純吉

5. 議事日程

第1. 議事録署名人の指名

第2. 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	使用貸借返還通知報告について
第4号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地主幹	大倉 達也
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時32分) それでは資料の確認をお願いします。まず議案書が一部、それと農地法第3条調査書が一部、それと写真資料、それと利用権設定等申出書になってます。それとあと追加の分で高月の方から。 次に資料の訂正をお願いします。議案書1ページの議案番号1議案第1号の申請番号1のところになります。それを右へ行ってもらって登記簿地目、現況地目が田、宅地になってますが、これを田、田に訂正をお願いします。合わせてその下のところに計2筆になってます。これを1筆に訂正をお願いします。以上、訂正の方は以上になります。 それでは、ただ今から令和5年第5回の農業委員会総会を開催いたします。香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理す
-----	--

る。となっておりしますので、議長を会長にお願いします。

議長

皆さんこんにちは。かなりこう夏めいた天気になりまして、皆さん方それぞれお忙しいと思いますが、今日はお集りいただきまして有難うございます。先程局長からお話がありましたが、昨日は新嘗祭、いうことですね、私もご案内をいただきまして、参加をさせていただきました。私を知る限りでは、山田ではですね、40何年言うたかな。■■■■さんが山田でやられてもう40年前という話を聞いてますが、その次で、実は香美市では香北町で2回、その間にやられております。そんなことで私も初めての経験でして、厳粛な中ですね、取り行われました。■■■■さん6名が田植えをしていただいて、久しぶりにですね、手で植える田植えを見させていただきました。秋の収穫の時にはまたそれなりの儀式があつてですね、刈り取りをされると思います。皆さん方も機会があれば山田島の方へ行く機会があつたらですね、是非とも見ておいていただきたいと思つてます。

それでは本日の会を進めてまいりますのでよろしくお願いを致します。

先程資料の訂正もありましたので、本日の議事録の署名人、竹平委員、西岡委員にお願いをしますのでよろしくお願い致します。なお委員さんですね、竹村委員さんが欠席届けが出ておりますのでご報告をしておきます。

それでは早速議案に入つて行きたいと思つておりますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町山田字吹揚2155番、地目は田、面積は2,191㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は16,574㎡、譲渡理由は高齢化、譲渡理由は隣接地の取得、資料は1、10a当たり284,801円で総額600,000円と10年間の米2俵となっております。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町杵ノ木字政所263番、地目は田、面積は214㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は後継者不足、譲渡理由は農家創設、資料は2、10a当たり173,310円で総額100,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されま

す。以上です。

議長

議案第1号につきまして説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思つてますが、何かご質問はありませんかね。

委員(8番)

ちょっと地元の関係で言いますけど。資料1-1の赤い2155番の平面図。赤こうなつてますわね、ここちょっと変更、間違つてますので。資料1-2の②番のやつでトタン葺の小屋がありますわね、それが資料1-1の事務局がやつた赤いところの左にこんまい四角がありますわね、それがトタン小屋です。その右に青線がありますけど、青線から左へ1cm1mmギったぐらいのところ

が今回の土地です。

議長

上の航空写真というか、だけよね。下は。

委員(8番)

下はおうてます。下はおうてます。青線から左一とのところ。左は生姜を作つてますので。青いトタン小屋のところから一と一区画がその該当のハウスがある土地と左側の生姜屋が作つてますので。青線、小屋の右の青線から1cm1mm位から、左がその該当地です。

- 議 長 この角いトタン小屋は含まれちよらあね。
- 委員（8番） 含まれてます。青線から、この地図で言うたら左、1 cm 1 mm 位のところまでがそうです。
- 議 長 ここまで行かなあいかあね。
わかるかね。
- 委員（8番） 赤い1-1の資料のところの上の端の平面図を覗いて下さい。下のグリーンでやって黄線で枠やってるところはおうてますので。
- 議 長 これには、けんど小屋が写ってないやね。
下のやつよ、小屋が写ってないんやね。
- 委員（8番） ちらっと妙にわからんけんど、地番のところへ書きちゅうけんど。1-2のトタン小屋がこのこんまい角いがです。小屋のところの青線から左へ1 cm 1 mm 行ってくれたらいいです。
- 議 長 補足説明がありゆうけんど、わかりましたかね。
他に何かありませんか。先程の説明に、また何かの質問があれば、結構ですけど、してもらって結構ですけど、他に何か質問はありませんかね。
あの単層的にですね、若干安いというふうに思われる方もおるかもわかりませんが、地主さんが耕作者、■■■さんに長い間使ってもらってというふうな配慮もあってですね、若干単価が安くなっているというふうにお考えをいただきたいと思います。
何か他にありませんか。
- 質 疑 な し -----
- 議 長 格段無いようでしたら。採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 異 議 な し -----
- 議 長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
- 全 員 挙 手 -----
- 議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は香北町村ノ木字宮ノ谷433番、地目は田、面積は79㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和46年に離れを建築して、現在に至っています。調査員は三谷委員で資料は3です。
以上です。
- 議 長 はい、すいません、調査員、三谷委員さんすいませんが、補足をお願いします。

委員（7番） 資料の3-1を見てもらったら、赤い枠で囲んだところの、左側、左というか左すぐ道があって、左側3本あって西側にまた■■■家がある。この赤い丸をしちゅうところの右側に持ち主の家がある。3月15日やったかな、行って、■■■さんの息子さんがおって、それから隣接する■■■さんも一緒に立ち会ってもらいました。道も挟んであるけど、前からここへ建ちゅう、隣接の承諾があるんやったら、いつでも書きます。それはええですよという同意は得ますので問題は無いと思います。以上です。

議 長 議案第2号について、補足説明までありましたが、この件につきまして皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、それから採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いをします。それでは議案第2号非農地証明願いについて、申請がありまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手 -----

議 長 はい、有難うございました。全員賛成です。それでは引き続きまして議案第3号、使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町松本字西川田30番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は659㎡、外3筆、計4筆、合計面積2,535㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日は令和5年3月25日、引渡日は令和5年3月27日、解約理由は売買の為です。以上です。

議 長 以上、議案第3号につきまして説明がありました。この件につきましてご質問があればお願いをしたいですが、ご質問ありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 無ければですね、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。引き続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第4条届出報告についてご説明致します。
申請番号1番、申請地は土佐山田町字中須2050番1、地目は畑、面積は1,026㎡、外1筆、計2筆、合計面積1,292㎡、申請者は議案書のとおり、転川目的は駐車場、資料は4です。調査員は事務局高月です。以上です。

議 長 報告の第4号ですが、説明がありました。この件につきまして皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。市外化区域内ですので格段問題は無いかと思いますが、何かご質問ありませんか。

事 務 局 ちょっと補足を。既に駐車場になっているところについてはですね、届出という形であっても報告無かったということなので始末書をいただいております。

のでそのうえで加えて駐車場になってないところも含めて駐車場にするという話だったので始末書も出ておりますということで報告しておきます。

議 長 すでにですね、駐車場化になっておるといふふうなことでですね、事前に転用しちゅうというふうなことで始末書案件になって始末書も付いてるということですので、その点については報告しておきますが、市街化区域内ですので格段問題無いと思いますので、他に何かご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 無ければこの件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

それでは続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事 務 局 続きまして報告第5号 農地法第5条届出報告についてご説明致します。
申請番号1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸146番1、地目は田、面積は894㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅建築敷地4戸、資料は5で調査員は事務局高月です。
以上です。

議 長 説明が終わりました。議案第5号の件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですが、ここもですね、市外化区域内、建物が建つというふうなことであろうと思いますので、市外化区域内ですので、格段問題は無いと思いますが、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。

1番、再設定で、土佐山田町佐古藪の農地、672.05㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

2番も再設定で、土佐山田町山田の農地6筆、合計5,396㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は3年です。

3番も再設定で、土佐山田町岩積の農地2筆、合計3,439㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、小松菜、チンゲン菜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

4番は新規設定で、土佐山田町新改の農地、3,061㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ヤッコネギを栽培します。使用貸借権で期間は7年です。

5番は再設定で、土佐山田町の農地2筆、合計8,730㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

6番は新規設定で、土佐山田町影山の農地2筆、合計651㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

7番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地2筆、合計5,917㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲、牧草を栽培します。賃貸借権で期間は2年3ヶ月です。

8番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地2筆、合計3,568㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は2年3ヶ月です。

9番も新規設定で、土佐山田町船谷の農地2筆、合計1,278㎡を[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は7年11ヶ月です。

10番も新規設定で、土佐山田町林田の農地4筆、合計687㎡を9番と同じ[]さんが借り受け、ニラを栽培します。使用貸借権で期間は7年です。

11番も新規設定で、土佐山田町林田の農地8筆、合計2,500.5㎡を9番、10番と同じ[]さんが借り受け、ニラを栽培します。使用貸借権で期間は7年です。

12番は再設定で、土佐山田町中後入の農地、399㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は1年です。

13番は新規設定で、香北町永野の農地4筆、合計3,118㎡を[]の[]が借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

14番も新規設定で、香北町萩野の農地、合計2,687㎡を[]の[]が借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

15番も新規設定で、物部町仙頭の農地8筆、合計2,638㎡を[]の[]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。
以上になります。

議 長 議案第6号についてですね、説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思いますので、皆さん方からご質問があればですね、何かご質問はありませんかね。

委員(8番) この最後から2番目の[]というがよ、どういう株式会社か説明をしてくれん。

事務局 一応ホームページとかで検索してみたんですけど、名前だけで去年2022年12月13日に法人登録ということだけしか出てなかったです。

議 長 名前らあは。

事務局 この名前で。

議 長 構成員ら全然出てないが。

事務局 一応あれは出てなかったです。

委員(8番) その農業委員会へ書類出すによ、全然そればあしか分からんの

議 長 それじゃあ、いかんろうねや。たとえば、住所とか名前とか構成員とか。

事務局 それは出てますね。

委員(8番) 香北の萩野でニラやりよったハウス借ってずっとやるとか、露地のニラやるとか。三人雇うてやるゆうて出ちゅうけんどもよ。

議 長 まあけんども、その範囲しか分からんぞ。

委員(8番) 分からん。あ、そうか。

議 長 これから申請がきた場合によ、わかる範囲である程度は持ってきたもんだけ

で十分にそりゃあ、書類が整うてよね、きれいにわかるんやったらえいけど、事務局もこういう質問がされるだろうという予測も立ててよ受付を済まいちよいてもらいたいというふうな思いもします。今日のような質問が出た時に的確に答えられるよによね。これから法人にする農家も結構おるろうきよ、ほんでそここのところはある程度把握してもらいたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。
他に何かありませんか。

——質疑なし——

議 長 格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第6号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それではその他の件ということで高月君の方からお願いします。

事務局 すいません、その他の議案ということでちょっといこういこう3つ案件その内ひとつについては2つに跨ってるというかですね、関係してるんですけど、まず、追加の議案の前にただ報告という形にさせてもらうのがその他の議案のところで2件あります。

1件目がですね、資料としてはもうその他のところの取下げが2件あるんですが、特につけてはありませぬのもう口頭報告だけになりますけども、取り下げの1件目としてですね、4条の許可でちょっと古い話になるんですが、令和3年5月6日付で申請されていた案件です。

土地の所在地は土佐山田町中野字中山丸272番 外1筆の計2筆で、申請者は[]さんという方でして、転用申請前から農作業用駐車場、資材置き場、作業場として農業目的で施設っていうか整備をしておったということで、当初は許可なく転用したものと判断しておったので、申請手続きに入っただんですが、当該土地の合計面積が117.99㎡であり、農地法上200㎡以下の農業用施設整備については許可が不要で判断が出来ます。県の方もそういうことで不要ということになりましたので、もう申請が不要ということで取り下げ願いを令和5年4月7日付で受理をしております。

ちなみに、当該土地は農振農用地外になってます。これがまず1件目の取下げです。で、2件目はですね、第8号議案にも関わってなんです、前回4月の定例会でお諮りをした5条の許可申請で、申請はですね、令和5年3月7日付で転用申請が出ておった。場所については香北町小川字西野畑66番1、今日追加議案でお配りしてるところの案件なのでそれも見ただけならと思うんですが、地目は田、面積は264㎡、譲渡人及び譲受人は追加議案第8号の議案をご確認いただけたらと思いますけども、4月の定例会で承認を一旦されていたんですが、県に転用申請を上げたところですね、融資証明ですね、住宅ローンで家を建てるという形になってたんですけども、そのローンの名義人が夫婦でローンを組んでる形っていうのが、当初は旦那さんだけの名義でローンをしているというふうに捉えてたんですけども、そのローンの会社に確認をして調べたところフラット35というその商品がですね、お二人で債務を負うという形っていうのを確認しました。とすると融資を受けるのが2人で受けてるとい

う形になると転用の申請も連名で出して下さいということを県に言われまして、一旦取り下げをしていただいたうえでもう一回連名で転用の申請を上げて下さい、ということと言われまして、で中身については全然土地のこととか一切変わって無くて申請の名義人だけが変わるということで大変ちょっと手間を取らせていただいて申し訳ないですが、一旦その他の議案のところでのこの案件は取り下げをさせていただきたいというふうになっております。一旦以上です。

議 長 一旦取り下げをしてですね、もう一回説明がありますけど名義が夫婦になるということですね、お願いをするっていうことですので説明をお願いします。

事 務 局 第8号議案ということで今日追加をしております。

8号議案1番権利の種類は使用貸借権、申請地は香北町小川字西野畑66番1、地目は田、面積は264㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は平屋建て住宅1棟、転用事由は「現在は、市営住宅に居住しておりますが、子供の成長につれ、手狭になってきました。子供の面倒を見てもらいたいことと、将来の祖父母や両親の介護のためにも祖父母や両親の居住地の近隣である申請地を選定しました。面積については、自己用住宅、駐車スペース、洗濯干場、日隠し用の植栽スペースとして申請面積が必要です。」ということです。

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれも要件にも該当しない農地であるためその他の農地(第2種農地)であると判断されます。

資料は追加をしております、21-1からの分ですね。写真資料に載っておりますのでご覧いただけたらと思います。この件につきましては中身の変更というのは特にはないので、委員さんの意見も前回いただいておりますのでそこは特に構わないかと思いますが、以上となっております。

名義人が今回ご夫婦で連名ということで、■■■■さん外1名ということで、奥さんが入っております。以上です。

議 長 ■■■■さん外1名はどこへ明記されちゅう。

今日の資料の中でですね、2ページ目にそれが出ておりますので、今までは外1名が抜かかっておって旦那さんだけの名義になっちゃったと。ただ金融機関とか県の受託の関係のところにはですね、2人の連名の名前を出してもらわんと申請できませんよというふうなことであってですね、急遽ご夫婦の名前で申請をやり直したということになりましたので、今日の提出になってます。一旦取り下げたまた最初からということになるとちょっと期間が1ヶ月ずれてきますし、金融機関の方がですね、そうなるとお金の貸し借りの方がちょっと手間取るとかいうふうなことがあって、今日一回をまあ取り下げずにそのまま1人を追加するというふうな形になってきちゅうがよね。

一回取り下げちよいて、本来なら1ヶ月遅れるがよね。それを今日急遽番外でひとつ追加をさせてもらったということになりましたのでよろしくをお願いします。

こんなこともあろうと思いますので、臨機応変にですね、それぞれ皆さん方が切羽詰まってお金のことなんかもあると思いますので、委員会としては認められるところは認めてあげたらいいなというふうなことをお願いします。

何かこの件についてご質問はありませんか。

質 疑 な し

議 長 皆さん方に採決をいただきたいと思いますので、質問が無ければ採決に入りたいと思います。構いませんかね。

-----異議なし-----

議 長 はい、それでは議案の今日の追加案件、第8号農地法第5条の規定による許可申請について説明がありました。この件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。その他の件については以上ですので、引き続いて小休をしてですね、農地利用最適化推進委員意見交換会を引き続いてやりたいと思いますので、少しの間トイレ休憩をして再開をしますのでよろしくお願いします。

閉会 (14時06分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原、心一 (原)

署 名 人 竹平 豊久 (竹平)

署 名 人 西岡 久 (西岡)